

# やなぎ通信

## 2019年8月号



相続・後見のプロフェッショナル  
大阪無料相談所 相続対策の専門家  
監修：やなぎ総合法律事務所



大阪ビザ申請サポート・外国人生活支援相談所  
VISA SUPPORT IN OSAKA | 監修 行政書士法人やなぎK A J Iグループ

発行：司法書士法人やなぎ総合法律事務所  
行政書士法人やなぎK A J Iグループ

やなぎグループから  
旬の法律ニュースをお届け

### TOPIC

「外国籍の方の相続について（中国版）」

このたび、皆さまお馴染みのSNSツール“LINE”で、弊所の専用 LINE@ ページを開設致しました。  
ニュースレター・LINEを通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。  
内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。



## 司法書士法人やなぎ総合法律事務所 代表社員 柳本良太 よりご挨拶



朝晩も涼しくなり、過ごしやすい季節になりましたが、季節の変わり目で、風邪が流行しておるようでございます。認知症対策として、ワクワクするような知的な趣味や学習は有効だと言っております。ぜひ、これからの季節に新しい趣味を始めたり、このやなぎ通信をご一読頂ければ幸いです。

司法書士法人やなぎ総合法律事務所  
代表社員 柳本良太

## 外国籍の方の相続手続きについて どの法律によって手続きをするのか？

相続については、被相続人（亡くなった方）が日本国籍の場合は日本の法律が適用されます。  
国際私法に関する事例については「法の適用に関する通則法」（以下「通則法」）により準拠法を定める必要があります。

### ◆原則は被相続人の本籍のある国の法律を適用

通則法第36条では「相続は、被相続人の本国法による」旨規定しており、被相続人が外国籍であれば、本籍のある国の法律に基づいて相続手続きをすることになります。

これによると中国法が適用されることになりそうですが、

実は、中国民法通則第149条によると「**動産については被相続人の住所地の法律を、不動産については、不動産所在地の法律を適用する**」と規定されていますので、以下の通りとなります。

- ①日本にある不動産、動産（銀行預金等）：日本の法律
- ②中国にある動産：日本の法律
- ③中国にある不動産：中国の法律

つまり、在日中国人の方の相続は、全て日本法を適用できることとなります。

近年、中国在住の中国籍の方が日本不動産を購入されることも非常に多くなっていますが、この場合も日本にある不動産については、日本法を適用されることとなります。

### ◆在日中国人が日本にある不動産を相続する場合の手続きの流れと必要書類

先程ご説明の通り、準拠法は日本法によることとなります。

では、その場合の在日中国人の銀行預金の相続手続きや不動産の相続手続きの必要書類を見ていきましょう！

#### 【中国人の相続手続きの一般的な必要書類】

- ①相続人の確定のための公証書 中国国内の公証処の公証人が作成します。  
(父母の氏名、本人の生年月日、続柄、出生地等の情報、本人が日本の配偶者と婚姻するまで独身であったこと他に相続人がいないことなどを証明等)
- ②死亡証明書 (中国大使館が発行する死亡証明書、死亡の記載がある外国人登録原票の写し、病院の死亡診断書等)
- ③遺産分割協議書 (相続人全員の署名・実印の押印と印鑑証明書が必要)
- ④相続人の出生証明書 (相続人が中国籍の場合)
- ⑤結婚公証書 (配偶者が中国籍の場合)
- ⑥住民票又は外国人登録原票の写し  
※帰化の有無、家族関係等に実際に必要な書類は個別のケースにより異なります。



# 中国籍の方の相続の場合

## 中国の法定相続人の範囲 比較！

相続順位	中国	日本
第1順位	配偶者、子、父母（及び子の配偶者）	子 + 配偶者
第2順位	兄弟姉妹、祖父母	直系尊属 + 配偶者

## 中国民法と日本民法との主な相違点！

- ①中国法では、日本法や韓国法の様に相続分が画一的に規定されておらず、**扶養義務の履行や自己の生活能力の有無等**が遺産分割に大きな影響を及ぼします。
- ②中国法では、被相続人に対して主たる扶養義務を尽くした場合には、「**子の配偶者**」が相続人になることがあります。日本法では、養子縁組等をしていない限り、被相続人の子の配偶者が相続人になることはありません。
- ③日本法では各相続により相続分の割合が異なりますが、中国法では同順位の相続人間の相続分は平等です。
- ④中国法では、「配偶者」には、**同居期間中の事実婚の夫婦**も含まれますが、日本法では、事実婚の夫婦は、相互に相続人になれません。
- ⑤中国法では、「子」には、実子、養子のほか、**扶養関係のある継子（被相続人の配偶者の連れ子）**も、被相続人との間で扶養関係があれば、血縁関係がなくても、法定相続人となります。日本法では、配偶者の連れ子は養子縁組がなければ、相続人にはあたりません。
- ⑥中国法では、代襲相続は子が亡くなっていた場合に限定されますので、**孫だけ代襲相続人**となりますが、日本法では、相続人である兄弟姉妹が亡くなった場合、その子である甥姪に代襲相続権があります

## 中国籍の方が、日本の遺言を作成できるのか？

- ①遺言の方式としては、中国人の作成した遺言書は「作成したとき、または死亡したときの住所のある国」、及び「中国の法律に準拠」していれば成立します。つまり、中国人の方が、通訳をつけて、日本の公証役場でも日本語による公正証書で遺言を作成することや、自筆証書遺言（中国語で作成も可能）をすることも可能ということになります。
- ②遺言の内容に関しては、相続については被相続人（亡くなった人）の本国法（国籍を有する国の法）に従うものとされていますので、在日中国人の方が日本の方式にしたがって遺言書を作成するとしても、そこに書かれた相続の内容については、原則として中国法（国籍を有する国の法）に従わなければなりません。そのため、中国には、日本法と異なり、相続人に絶対的な遺留分はありませんが、一方で自活能力のない相続人を排除するような遺言は、無効とされる可能性があるため注意が必要です。

在日の中国人の方が**中国法・中国慣習に則って相続をしてもらいたい**という場合には、**遺言書を残しておく**ようにしましょう！

## 今月のお客様の声 ご紹介

他にも、多数のお声をお寄せ頂き、誠に有難うございました。皆様のお声を励みに、スタッフ一同、日々精進してまいります！

大阪市西成区 お住まいK.Hのさん

すごく親切な人ばかりなので安心しました。

大阪市西成区 お住まいのS.Nさん

漠然として不安を親身になって聞いて下さり、先生のお人柄のファンになりました。いつ電話してもつたがるので心強かったです。次は家族信託でお世話になるかもと夫と話しています。その時は又、そしてこれからも未永くお世話になります。

次回TOPICテーマは  
“改正相続法 遺言書  
保管制度について”  
お楽しみに……

やなぎ総合法律事務所の家族信託・相続サポート  
TEL : 0120-021-462 FAX:06-6643-8201

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ 3009号

受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝祭日 10:00~18:00

WEB予約 24時間受付中

Email support@yanagi-law.com

